

地方公営企業民営化要件緩和法案

【地方自治法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

「小さな行政機構」の実現のためには、地方公営企業の民営化を促進する必要があるが、条例で定める特に重要な公の施設の廃止については、議会の出席議員の3分の2以上の者の同意が必要とされている。

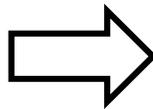
→ 民営化等によるものについては、議会における議決要件を出席議員の過半数に緩和する必要がある。

議会において出席議員の3分の2以上の者の同意が必要とされる条例で定める特に重要な公の施設の廃止について、公の施設であった施設が地方公共団体の行う企業の民営化等により当該地方公共団体以外の者によって引き続き住民の利用に供されることとなるものと議会において認めるときを除くものとする。

現 行

改 正 法

条例で定める特に重要な公の施設の廃止については、議会の出席議員の3分の2以上の者の同意が必要



公の施設であった施設が地方公共団体の行う企業の民営化等により当該地方公共団体以外の者によって引き続き住民の利用に供されることとなるものと議会において認める場合には、出席議員の過半数による議決で足りる